

S B I 証券 iDeCo(個人型確定拠出年金)

加入者資格喪失届

<個人型年金加入者の方が、資格喪失理由に該当した場合、または運用指図者となる場合の手続き>

書類の締切日

本手続きをいただきますと、国民年金基金連合会における登録月の翌月から変更後の内容にて取り扱いされます。

月末(注)の処理に間に合わせるために、S B I 証券へ毎月14日必着※でご提出ください。締切日が変更となる場合がございます。以下、QRコードを読み取りください。SBI証券のWEBサイトに遷移しますので、締切日をご確認いただけます。

※14日が休日の場合は前営業日まで



- 締切日以降に届いた書類も速やかにお手続きを進めますが、国民年金基金連合会における月末(注)までの処理に間に合わず、同会の裁定により、後日掛金の還付が行われる場合があります。
- 理由が起きた年月日に遡及して資格喪失となる場合や加入者資格喪失届の提出が遅れた場合なども、後日国民年金基金連合会の裁定により、掛金が還付される場合があります。
- 還付の際は、所定の手数料(1回の還付につき/1,488円/消費税10%の場合)が差し引かれますので、あらかじめご了承ください。(還付時の手数料は予告なく変更される場合があります。)

月末(注):月末最終営業日の前営業日をさします。(月末最終営業日の前営業日とその週の初めの営業日となる場合は、前週の最終営業日)

注意事項

- 状況により、後日国民年金基金連合会から、個人番号関係書類(マイナンバー)のご提出を依頼する場合があります。
- 国民年金基金連合会で管理する原簿更新のスケジュールにより、変更手続きが完了するまでにお時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 企業型確定拠出年金への移換手続きは、別途ご勤務先へお申出ください。
- 加入者の資格を喪失される方が脱退の要件を満たすと、脱退一時金のご請求をいただける場合があります。ただし、脱退一時金のご請求をいただく場合でも、「加入者資格喪失届」のご提出が必要ですのでご注意ください。脱退一時金の請求要件の確認、およびご請求につきましては S B I ベネフィット・システムズ社までご連絡ください。

S B I ベネフィット・システムズ社 コールセンター:通話料無料 0120-652-401 つながらない場合は03-6435-5522



【K-015号】 加入者資格喪失届 記入要領

＜注意事項＞

- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。
(選択肢は、該当する数字または項目に○印を付けてください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。
- 氏名、住所変更がある場合は、「加入者等氏名・住所変更届(K-005号)」もしくは、「加入者登録情報変更届(第2号被保険者用)(K-032号)」【(1)氏名変更、(2)住所・連絡先電話番号変更】をあわせて提出してください。
- その他必要な添付書類は、「加入者資格喪失届(K-015号)」裏面の「必要な添付書類」をご覧ください。

国民年金基金連合会 宛

届書コード 05021	氏名 フリガナ カクテイ ハナコ 確定 花子	生年月日 令和7年 5月 09日	性別 1:男 2:女
基礎年金番号 1234-567890	住所 フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3 〒111-1111 東京 区 部 ●●市 町 □△ 1-2-3	連絡先電話番号() 12-3456-7890	

喪失理由 01:日本国内に住所を有しなくなったため 03:01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったため 04:運用保留者となるため 05:国民年金の保険料の納付を免除されたこととなったため 15:農業者年金の被保険者となったため 16:任意加入被保険者でなくなったため 17:マッチング拠出を選択したため 18:企業型確定拠出年金の事業主掛金が年単位拠出になったため 19:拠出限度額から企業年金等の掛金額を控除することにより「DeCo」加入者掛金の最低拠出額を下回ることとなったため 21:「DeCo」の老齢給付金受給権者となるため 22:「DeCo」の老齢給付金を請求するため 22:公的年金の受給権者となったため (公的年金を繰り上げ請求した場合を含む)	02:第3号被保険者となったため 06:国家公務員共済組合の長期組合員となったため 07:地方公務員共済組合の長期組合員となったため 08:私立学校教職員共済制度の長期加入者となったため 09:確定給付企業年金制度の加入者となったため 10:厚生年金基金の加入者となったため 11:石炭鉱業年金基金に係る坑内員等となったため 13:企業型確定拠出年金の加入者となったため		
資格喪失 番号 13	理由が起きた年月日 令和7年 01月 10日	※喪失理由02、06、07、08、09、10、11は、理由が起きた年月日が平成28年12月31日以前である場合に限り、喪失理由13は、理由が起きた年月日が令和4年9月30日以前である場合に限り、	

海外居住者情報	国名	連絡先住所 連絡先電話番号()
---------	----	---------------------

1 基礎年金番号
・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

2 連絡先電話番号
日中に問い合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

3 番号
・該当する資格喪失理由の番号を記入してください。
・点線枠内の番号は、理由が起きた年月日が平成28年12月31日以前である場合に限り、
・還付金が発生する場合には、別途、還付金を入金する口座情報について、書類の提出が必要となる場合があります。
・喪失理由「13」を選んだ方
①令和4年9月30日以前の企業型確定拠出年金の規約において個人型年金への加入を認めている場合は、当該理由による資格喪失にはなりません。
②喪失理由の「理由が起きた年月日」が平成28年12月31日以前である場合は、企業型確定拠出年金制度はあるが、次の理由で加入者ではない方も含まれます。
・一定の勤続年数または年齢に達していなかったため、加入できない。
・加入者資格を有したが加入を選択しなかった。
・喪失理由が複数ある場合は、最初に喪失することになった喪失理由の番号と、理由が起きた年月日を記入してください。
・60歳以上65歳未満の第2号加入者が退職し、任意加入者として拠出しない場合は「03」を記入してください。
・60歳以上の第2号加入者が退職等により厚生年金の加入資格を喪失する場合、資格喪失の理由は「03:01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったため」をご選択いただき、「被保険者記録照会回答票」を添付ください。

4 理由が起きた年月日
・喪失理由「03」を選んだ方で、第2号被保険者(60歳以上)の方は、「被保険者記録照会回答票」の資格喪失日の前日を記入してください。
・喪失理由「04」を選んだ方は記入する必要はありません。
・喪失理由「05」を選んだ方は免除等の承認通知書に記載されている免除等期間の開始年月のみ(日付は空欄)を記入してください。(※通知書の発行日ではありません)
・喪失理由「13」を選んだ方は令和4年9月30日以前に企業型確定拠出年金の加入者となった年月日を記入してください。
・喪失理由「16」を選んだ方は国民年金の任意加入被保険者でなくなった年月日について、「被保険者記録照会回答票」の資格喪失日を記入してください。
・喪失理由「17」「18」「19」「21」を選んだ方は、「加入者資格喪失届」を提出する年月日を記入してください。
・喪失理由「22」を選んだ方は公的年金の受給権者となった年月日を記入してください。(繰り上げ請求した場合を含む)

5 海外居住者情報
喪失理由欄で番号「01」を選んだ方のみ記入してください。

6 連絡先住所
国内で連絡をとることができる住所を記入してください。国内の連絡先が記入できない方は、海外の居住先の連絡先を国名から記入してください。

●必要な添付書類

末尾に★印がある添付書類については、その発行日が、「加入者資格喪失届」の受付金融機関における「受付日」から3カ月以内である必要がありますので、ご注意ください。

喪失理由によって必要となる書類

加入者資格喪失理由	喪失理由および喪失理由が起きた年月日を明らかにする書類
01：日本国内に住所を有しなくなったため	次のいずれか、第1号被保険者(強制)でなくなったことを確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附票 ・住民票除票の写し★(コピーではなく、「写し」の原本) ・出国予定先が記載されている住民票の写し★(コピーではなく、「写し」の原本) ・在留証明書★(出国先のもの)
02：第3号被保険者となったため	次のいずれか、第3号被保険者であることを確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証のコピー(※1) ・共済組合員証のコピー(※1) ・国民年金第3号被保険者資格該当通知書のコピー ●注意 <ul style="list-style-type: none"> ・次の①②の場合は、国民年金第3号被保険者資格該当通知書のコピーを添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ①健康保険被保険者証に資格取得日の記載がない場合 ②健康保険被保険者証または共済組合員証に記載の資格取得日が、国民年金第3号被保険者資格該当通知書に記載の資格取得日と異なる場合 ・被保険者証等に「配偶者」の表示がない場合、同コピーの他に「続柄入りの住民票の写し★(コピーではなく、「写し」の原本)」、または「戸籍謄本の写し★(コピーではなく、「写し」の原本)」等、続柄が確認できる書類が必要です。 ・国民健康保険被保険者証では、第3号被保険者であることを確認できませんので、ご注意ください。(※1)保険者番号及び被保険者等記号・番号部分は塗り潰した上で添付してください。
03：01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったため	次のいずれか、01以外の理由により国民年金の被保険者でなくなったことを確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障協定相手国制度へ加入した旨がわかる書類(適用届、加入記録の証明等) <発効済の社会保障協定締結国(2024.04現在)> ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、イタリア ・20歳未満の第2号被保険者で資格喪失した旨がわかる書類(「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」) ・被保険者記録照会回答票(60歳以上65歳未満の第2号被保険者が退職したことにより資格喪失する場合を含む)
05：国民年金の保険料の納付を免除されることとなったため	次のいずれかの国民年金保険料の納付免除等を確認できる書類 (氏名欄まで必要なため、圧着はがきの場合は両面ともにコピーが必要です) <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書のコピー ・国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間証明書のコピー 又は学生納付特例申請承認通知書のコピー (法定免除の方については、免除理由が国民年金法第89条第2号(生活保護)によるものであることを確認できる書類(受給証明書)も添付してください。)
06：国家公務員共済組合の長期組合員となったため	個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書 ★
07：地方公務員等共済組合の長期組合員となったため	
08：私立学校教職員共済制度の長期加入者となったため	
09：確定給付企業年金制度の加入者となったため	個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書 ★ または、本人であることおよび企業年金の加入者等であることを確認できる書類 (基礎年金番号の記載のあるもの)
10：厚生年金基金の加入員となったため	
11：石炭鉱業年金基金に係る坑内員等となったため	
13：企業型確定拠出年金の加入者となったため	個人型年金の加入者資格喪失に係る証明書 ★
15：農業者年金の被保険者となったため	農業者年金被保険者証のコピー
16：任意加入被保険者ではなくなったため	任意加入被保険者でなくなったことを確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者記録照会回答票等
22：公的高齢年金の受給権者となったため	次のいずれか、公的高齢年金の受給権者であることを確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・年金証書のコピー ・年金振込通知書のコピー